### 宇部市森林環境保全事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、森林の保全及び本市の林業振興を図るため、市内において森林環境保全事業 (以下「事業」という。)を行うものに対し、補助金(以下「補助金」という。)を交付すること について、必要な事項を定めるものとする。

# (補助金の交付対象事業等)

- 第2条 市長は、予算の範囲内において、交付対象事業に要する経費の一部を補助するものとする。
- 2 補助金の交付対象となる事業の名称、目的及び補助対象者は別表1に掲げるとおりとし、補助 金の事業区分、採択基準、補助対象経費及び補助率又は補助金の額は別表2に掲げるとおりとす る。

#### (事前計画)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業のうち、民有林造林事業(単独市費事業)、林業担い手育成 事業、繁茂竹林対策整備事業について補助を受けようとする者は、当該年度補助を受けようとす る事業の実施予定時期、概算事業量等を記載した事前計画(様式第1号)を事業に着手する30 日前又は11月末日のいずれか早い期日までに作成し、市長に提出するものとする。
- 2 実施予定場所の変更、概算事業量の大幅な増減がある場合は、事業に着手する30日前までに 改めて事前計画を提出するものとする。

#### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「事業主体」という。)は、市長が指定する期日 (別表3)までに、宇部市森林環境保全事業補助金交付申請書(様式第2号)に必要書類を添え て、市長に提出しなければならない。

#### (補助金の交付決定)

- 第5条 市長は、前条の規定による交付の申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、宇部市森林環境保全事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該事業主体に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、 条件を付することができる。

# (事業の変更等)

- 第6条 前条第1項の規定による交付の決定通知を受けた事業主体(以下「補助事業主体」という。)は、事業の変更等に係る承認を受けようとするときは、宇部市森林環境保全事業補助金変 更承認申請書(様式第4号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 変更等の承認を必要とする事項は、次のいずれかに該当する場合とする。
  - (1) 事業の中止、導入する機械・機器の変更

(2) 補助金の額の増額又は20パーセントを超える減額

## (補助金の変更交付決定)

- 第7条 市長は、前条の規定による変更の申請があった場合において、その内容を審査の上、適当 と認めるときは、宇部市森林環境保全事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により当該 補助事業主体に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の変更交付を決定する場合において、必要があると認めると きは、条件を付することができる。

### (実績報告)

第8条 スマート林業支援事業の補助事業主体は、交付決定を受けた事業を完了したときは、その 完了した日から起算して30日を経過した日又は当該事業年度の3月15日のいずれか早い期日 までに宇部市森林環境保全事業実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて市長に提出しな ければならない。

# (補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合において、その内容を審査等の上、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇部市森林環境保全事業補助金の額の確定通知書(様式第7号)により当該補助事業主体に通知するものとする。

#### (義務)

第10条 別表1に掲げる民有林造林事業、林内作業道開設改良事業、繁茂竹林対策整備事業の補助事業主体は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年間は、事業を実施した区域の適正な維持管理に努めなければならない。

# (書類の整備及び保存)

第11条 補助金の交付を受けた補助事業主体は、事業の収支について、その状況を明らかにする 帳簿その他関係書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

#### (報告及び検査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業主体に対して報告を求め、若しくは事業 の施行について必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

#### (補助金の交付決定の取消し等)

- 第13条 市長は、補助事業主体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 提出書類への虚偽の記載、その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - (3) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
  - (4) 事業の施行方法が不適であると認められるとき。

- (5) その他市長が不適と判断したとき。
- 2 市長は、前項により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該補助事業主体に対し、期限を定め補助金の返還を命ずるものとする。

# (森林以外への転用)

- 第14条 森林所有者は、繁茂竹林対策整備事業を実施した区域を森林以外の用途に転用しようと するときは、あらかじめ市長に転用届(様式第8号)を提出すること。
- 2 市長は、森林所有者から転用届が提出された場合には、その内容を審査し、その目的が公共用 等で公益上やむを得ないものと判断される場合は、第9条第2項により交付した補助金の返還を 請求しない。

#### (費用の返還)

- 第15条 市長は、森林所有者から提出された転用届の内容が、第14条第2項に定める公益上や むを得ないものと判断される場合以外又は無届で転用された場合は、森林所有者に対して、転用 面積に見合う補助金の返還を請求できる。
- 2 市長は、前項の請求にあたり、事前に森林所有者から意見を聴取するとともに、森林所有者の 同意の上、納付通知書送付し納入させるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 宇部市竹林環境整備事業補助金交付要綱は廃止する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 別 表 1

| 事業の名称    | 事業の目的         | 補助対象者                       |
|----------|---------------|-----------------------------|
| 民有林造林事業  | 市内において行う造林事   | 山口県造林事業等補助金交付要綱に準じる。        |
| (国・県補助対象 | 業に係る経費について補   |                             |
| 事業)      | 助する。          |                             |
| 民有林造林事業  |               | (1)森林所有者                    |
| (単独市費事業) |               | (2)森林組合                     |
|          |               | (3)山口県の「意欲と能力のある林業経営者」として登録 |
|          |               | され、宇部市を経営管理実施権の設定希望区域としてい   |
|          |               | る者                          |
|          |               | (4)市内の地域森林計画の対象森林(以下「市内計画対象 |
|          |               | 森林」という。)において、適法に伐採を行った実績のあ  |
|          |               | る市内に居住する個人の林業者              |
| 林内作業道開設  | 民有林の間伐等の促進及   | (1)森林所有者                    |
| 改良事業     | び林業生産基盤の拡充を   | (2)森林組合                     |
|          | 図るために実施する作業   | (3)市内に事業所(本社)を有し、山口県の「意欲と能力 |
|          | 道開設改良に要する経費   | のある林業経営者」として登録され、宇部市を経営管理   |
|          | について補助する。     | 実施権の設定希望区域としている者            |
|          |               | (4)市内計画対象森林において、適法に伐採を行った実  |
|          |               | 績のある市内に居住する個人の林業者           |
| 林業担い手育成  | 林業の安定化を図るた    | (1)森林組合                     |
| 事業       | め、新規に林業に就業す   | (2)市内に事業所(本社)を有し、山口県の「意欲と能力 |
|          | る宇部市在住の者(以下   | のある林業経営者」として登録され、宇部市を経営管理   |
|          | 「新規就業者」という。)  | 実施権の設定希望区域としている者            |
|          | の確保及び育成に必要な   |                             |
|          | 経費を補助する。      |                             |
| スマート林業支  | ICT 等の先端機器や高性 | 次の各号のいずれかに該当し、かつ、山口県の「意欲と能  |
| 援事業      | 能林業機械等を活用し    | 力のある林業経営者」として登録され、宇部市を経営管理  |
|          | て、施業の省力化及び効   | 実施権の設定希望区域としている者            |
|          | 率化に要する経費を補助   | (1)森林組合                     |
|          | する。           | (2)市内に事業所(本社)を有する法人         |
| 繁茂竹林対策整  | 竹の侵入によって荒廃し   | 竹林伐採(全伐)は(1)が、              |
| 備事業      | つつある市内の森林にお   | 緩衝帯整備は(1)~(4)が補助対象者         |
|          | いて、営利を目的としな   | (1)森林所有者                    |
|          | い(営利目的の事業者へ   | (2)農業法人                     |
|          | の譲渡を含む)竹林整備   | (3)中山間地域等直接支払交付金を活用した取組を行う協 |
|          | に係る経費について補助   | 定集落                         |
|          | する。           | (4)多面的機能支払交付金を活用した取組を行う活動組織 |

別 表 2-1民有林造林事業

| 事業区分 | 事業内容    | 採択基準                                    | 補助対象経費    | 補助金の額         |
|------|---------|---|-----------|---------------|
| 国・県補 | • 植栽    | 山口県造林事業等補助                              | 山口県造林事業等補 | 県が定める造林補助事    |
| 助対象事 | ・下刈り    | 金の交付決定及び額の                              | 助金交付要綱(森林 | 業費標準単価×施業面    |
| 業    | ・枝打ち    | 確定通知を受けている                              | 環境保全直接支援事 | 積 (延長) ×係数又は実 |
|      | • 除伐    | こと。                                     | 業) に準ずる。  | 行経費のいずれか低い    |
|      | • 保育間伐  |   |           | 方から国・県の補助金    |
|      | • 間伐    |   |           | 額を除した額        |
|      | • 鳥獣害防止 |   |           | (係数)          |
|      | 施設等整備   |   |           | 森林組合:1.4      |
| 単独市費 | ・保育間伐   | <br>  私有林(市内計画対象                        |           | 森林組合以外:1.0    |
|      |         | . ,, ,, , , , , , , , , , , , , , , , , |           |               |
| 事業   | ・間伐     | 森林)で 1 施行地が                             |           |               |
|      |         | 0.1ha 以上。                               |           |               |

備考 単独市費事業は森林経営計画、特定間伐等促進計画及び森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画に基づいて行わない事業に限る。

別 表 2-2 林内作業道開設改良事業

| 採 択 基 準              | 補助対象経費           | 補助金の額             |
|----------------------|------------------|-------------------|
| 1 開設(改良)の目的が次に掲げる    | 宇部市管内において、民有林の   | 定額                |
| もののいずれかに該当すること。      | 間伐等の促進を図るための幅    | (1)幅員1.5m以上2.0m未満 |
| (1)民有林の間伐等の施業面積0.2ha | 員1.5m以上の作業道の開設(改 | m当り 500円          |
| 以上                   | 良)に要する経費         | (2)幅員2.0m以上3.0m未満 |
| (2) その他林業生産活動に必要と市   |                  | m当り 1,600円        |
| 長が認めるもの              |                  | (3) 幅員3.0m以上      |
| 2 規格                 |                  | m当り 2,000円        |
| (1) 延長は、原則として100m以上  |                  | ※改良事業は各号に 1/2 を乗  |
| (竹林整備50m以上)          |                  | じた額               |
| (2) 幅員1.5m以上3m未満にあっ  |                  |                   |
| ては民有林内作業車が、幅員3m以上    |                  |                   |
| にあっては4 t トラック以上が安全   |                  |                   |
| に通行できること。            |                  |                   |
| 3 その他                |                  |                   |
| 他の補助金を活用していないもの。     |                  |                   |

## 別 表 2-3

# 林業担い手育成事業

| 事業内容   | 採択基準           | 補助対象経費         | 補助率           | その他     |
|--------|----------------|----------------|---------------|---------|
| 林業就業支援 | 1 新規就業者の内、     | 補助対象者が新規就業     | 補助対象経費の       | 補助金の申請  |
|        | 以下の要件をいずれも     | 者に使用させるために     | 50%(1,000 円未満 | は新規就業者  |
|        | 満たすもの。         | 新品で購入する林業用     | の端数が生じた       | 1人につき1会 |
|        | (1) おおむね年間 150 | 機械、器具、その他これ    | ときは、これを切      | 計年度1回を  |
|        | 日以上林業に従事       | らに類する物品の購入     | り捨てた額とし、      | 限度とする。  |
|        | していること又は       | 費(消費税及び地方消     | 100,000 円を上限  |         |
|        | 従事することが確       | 費税を除いた額)       | とする。)         |         |
| 林業研修支援 | 実に見込まれるこ       | 補助対象者が負担する     | 研修に係る補助       |         |
|        | کے             | 別表 2-3-1 に掲げる新 | 対象経費の 100%    |         |
|        | (2) 就業後 3 年以内の | 規就業者の研修(過去     |               |         |
|        | 者とする。          | に受講してないもの)     |               |         |
|        | 2 その他の補助金等     | に係る受講料(消費税     |               |         |
|        | を活用していないもの     | 及び地方消費税を除い     |               |         |
|        |                | た額)            |               |         |

#### 別 表 2-3-1

# 対象となる研修

- 1 普通救命講習
- 2 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育
- 3 伐木等の業務に係る特別教育
- 4 荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育(はい作業主任者技能講習)
- 5 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育
- 6 伐木機械等の運転の業務に係る特別教育
- 7 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育
- 8 機械集材装置又はショベルローダー等の運転の業務に係る特別教育
- 9 車両系建設機械運転技能講習
- 10 車両系建設機械運転技能講習 (解体)
- 11 小型移動式クレーン運転技能講習
- 12 不整地運搬車運転技能講習
- 13 玉掛技能講習
- 14 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者講習
- 15 林業架線作業主任者
- 16 搬出オペレーター育成研修
- 17 林道作業道オペレーター育成強化研修
- 18 その他市長が認めるもの

別 表 2-4 スマート林業支援事業

| 事業内容    | 補助対象経費           | 補助率          | その他          |
|---------|------------------|--------------|--------------|
| 情報通信技術等 | 高性能電子計算機、情報通信端末  | 補助対象経費の 50%。 | 補助金の申請は、     |
| 活用支援    | 機、オルソ画像化ソフト、ドローン | ただし、他の補助金等   | 一経営体につき、     |
|         | (森林調査用)、林内測量機器等の | を活用する場合は、補   | 1会計年度年1回     |
|         | 購入又はリースに要する経費(消費 | 助対象経費から他の補   | を限度とする。      |
|         | 税及び地方消費税を除いた額)   | 助金等を控除した額を   |              |
| 高性能林業機械 | フェラーバンチャ、ハーベスタ、プ | 補助金の上限とする。   | 補助金の申請は、     |
| リース支援   | ロセッサ、スキッダ、フォワーダ、 |              | 一経営体につき、     |
|         | タワーヤーダ、スイングヤーダ等の |              | 1 会計年度       |
|         | 高性能林業機械のリースに要する  |              | 1,200,000 円を |
|         | 経費(消費税及び地方消費税を除い |              | 上限とする。       |
|         | た額)              |              |              |

別 表 2-5繁茂竹林対策整備事業

| 事業内容  | 採択基準               | 補助対象経費       | 補助金の額       | その他     |
|-------|--------------------|--------------|-------------|---------|
| 竹林伐採  | 市内計画対象森林におい        | 人工林又は天然林     | ① 事業主体が自    | ・補助金の交付 |
| (全伐)  | て、次の要件を全て満たす       | に侵入した竹及び     | ら整備する場合:    | を受けた年度の |
|       | 森林                 | これに隣接する竹     | 施行面積に 200 円 | 翌年度の初日か |
|       | ・私有林               | 林の竹の伐採に係     | /㎡を乗じた額(限   | ら起算して5年 |
|       | ・1 施行地が概ね 0.02ha 以 | る経費          | 度額 20 万円)   | 間は、事業を実 |
|       | 上 0. 5ha 未満        |              | ②事業体へ委託の    | 施した区域の適 |
|       |                    |              | 場合:施行面積に    | 正に管理し、森 |
|       |                    |              | 250円/㎡を乗じた  | 林以外に転用し |
|       |                    |              | 額又は実行経費の    | ないこと。   |
| 緩衝帯整備 | 市内計画対象森林及び接        | 人工林又は天然林     | いずれか低い方。    | ・補助金の交付 |
|       | 続する対象外森林(市内計       | に侵入した竹及び     | (限度額 35 万   | を受けた年度の |
|       | 画対象森林面積の概ね2割       | これに隣接する竹     | 円)          | 翌年度の初日か |
|       | 以内)において、次の要件       | 林等を山林方向に     |             | ら起算して5年 |
|       | を全て満たす森林           | 奥行き 10~20 メー | ※1,000 円未満の | 間は、同一の箇 |
|       | • 私有林              | トル程度の幅での     | 端数が生じたとき    | 所の補助金申請 |
|       | ・1 施行地が概ね 0.05ha 以 | 伐採に係る経費      | は、これを切り捨    | 不可。     |
|       | 上 0. 5ha 未満        |              | てた額とする。     | ・他の補助金等 |
|       | ・山林方向に奥行き 10 メ     |              |             | を活用していな |
|       | ートル以上の整備箇所が        |              |             | いもの     |
|       | あること               |              |             |         |
|       | ・森林に隣接、あるいは森       |              |             |         |
|       | 林から概ね 30 メートル以     |              |             |         |
|       | 内にWM又は電気柵で囲        |              |             |         |
|       | まれている耕作農地があ        |              |             |         |
|       | ること                |              |             |         |

# 別 表 3

| 事業の名称                 | 市長が指定する期日             |  |
|-----------------------|-----------------------|--|
| 民有林造林事業、林内作業道開設改良事業、繁 | 事業完了後30日以内とし、最終提出期限を3 |  |
| 茂竹林対策整備事業、林業担い手育成事業   | 月15日とする。              |  |
| スマート林業支援事業            | 事業に着手する30日前           |  |